

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年三月二十日

指令川建セ第二六〇一一三〇号

二 検査済証番号

平成二十七年九月三十日

川建セ第二七〇〇五二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字後和田八百五十三番一、八百五十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字西和田三百七十一番地

川口 資夫